

別表第10（第2条、第4条関係）

事業名	障害福祉サービス事業所・施設における光熱費等高騰対策一時支援事業
目的	障害福祉サービスは障害者等やその家族の日常生活の維持にとって必要不可欠なものである。光熱費・食費等の高騰による利用者負担の増加を抑制するとともに、報酬単価等が据え置かれている障害福祉サービス事業所・施設が継続的・安定的にサービスを提供できるよう、支援給付金を支給する。
支給対象者	<p>令和6年4月1日以前に県または市町村の指定を受けており、同日に現存している以下の障害福祉サービス事業所・施設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○入所系 施設入所支援、福祉型障害児入所支援、医療型障害児入所支援</li> <li>○GH系 共同生活援助（介護サービス包括型）、共同生活援助（日中サービス支援型）、共同生活援助（外部サービス利用型）、短期入所（単独型又は併設型に限る）</li> <li>○通所系 療養介護、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、自立訓練（生活：宿泊型）、就労移行支援、就労継続支援（A型）、就労継続支援（B型）、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス</li> <li>○訪問系 居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護、重度障害者等包括支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援</li> <li>○相談系 計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、自立生活援助、就労定着支援、障害児相談支援</li> </ul> <p>●上記のうち、以下については対象外とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①公立公営・公立民営の障害福祉サービス事業所・施設（奈良県立は除く。）</li> <li>②奈良県光熱費等高騰対策医療機関等支援給付金に該当する障害福祉サービス事業所・施設共同生活援助</li> <li>③第2条第1項（9）介護サービス事業所・施設における光熱費等高騰対策一時支援事業で申請を行った障害福祉サービス事業所・施設</li> <li>④基準該当障害福祉サービス</li> </ul> <p>●通所系サービスのうち、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービスの多機能型事業所について、各サービスにおける1日の受入定員数の合計で申請することは認めず、多機能型事業所としての1日の受入定員数で申請するものとする。</p> <p>●訪問系サービスについて、同一法人が同一住所地で複数の事業を行っている場合は、複数の申請は認めず、代表のサービス種を選択して申請するものとする。</p> <p>●相談系サービスについて、同一法人が同一住所地で複数の事業を行っている場合は、複数の申請は認めず、代表のサービス種を選択して申請するものとする。</p> <p>●共生型サービスについては、介護サービス事業所・施設における光熱費等高騰対策一時支援事業において、申請するものとする。</p>
支援給付金の額	<p>支援給付金の額は、以下のとおりとし、その交付は1回限りとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○入所系 9,000円／定員</li> <li>○GH系 5,000円／定員</li> <li>○通所系 8,000円／定員</li> <li>○訪問系 22,000円／事業所</li> <li>○相談系 4,000円／事業所</li> </ul>

付表

手続き	関係書類等
第4条 （交付申請） 第11条 （実績報告）	<p>【申請書】 障害福祉サービス事業所・施設における光熱費等高騰対策一時支援金交付申請書 （第10-1号様式）</p>